

会の委員会で検討されるが、大学、メーカーなど特定の分野に偏らない委員構成をしている。議事の公開、原案の公衆審査など中立公正な運営の中で様々な意見・議論を経て技術的な判断がなされ、そういう過程で学会の規格はできる。

国がこれを規制として活用する場合、保安院の中に専門家による委員会を設けて規制として使うことが技術的に妥当か評価している。

これは、日本だけでなく米国始め諸外国でも同じ仕組み。学会は国際的にも開かれており、開かれた場の中のきちんとした議論の上で規格は作られ、最新の知見を反映し一定の期間毎に改定される。

維持規格は米国では30年前にできたもので、考え方、工学的手法は30年前にある程度確立し、最新知見をもとに見直しされている実績あるもの。それをベースに機械学会の規格は作られており、学術的には既に認められているので大きな意見の相違ははなかつたと考える。

Q

維持規格が実施される前提となる測定技術・精度がきちんとしていないと、安心、安全につながる。

シユラウドの厚さについて、安全裕度に達しないから安全との話があったが、元々の厚みはそれなりの理由があったからでは。

A

機械学会の維持規格は検査方法についてもきちんと定められている。また、資格認定制度があり、1〜3の3段階中、上位2つの資格を持った人が検査する運用であり、設備や方法などのハード面と人の能力の両方で精度良く測定。

一方でSUS316という特別な材料は、今までのやり方では十分な検査精度が得られず、そこで超音波探傷のやり方の改良とひびが溶接金属部に入る特異な現象の知見を検査員教育に反映し、現在改良した方法の信頼性を確認しているところ。

シユラウドの厚さについては、設計時には劣化を想定して一定の裕度をもって設計しているもの。例えば、タイヤも安全水準のスリップサイン

に対して一定の裕度を設けて作られている。

Q

定期検査は以前は1月程度、それが今は1年以上停止。従来の一月の定期検査で保安院が指導した点検箇所が実は不足だったと反省しないのか。

今起きていることに対して何が起きていて、どこが問題で、今後どうしていくというのが納得できるような形での説明がない。

A

検査期間は検査の項目・内容によって変わるが、1カ月で検査終了は短い方で、通常は1カ月半や2カ月。格納容器の漏えい率検査不正問題もあり全基がとまり、再検査を全部行い、シユラウドのひび割れをもう一度検査し個々の判断をしていくなど色々な検査・評価に時間を要している。

意見

去年までにそういうことを把握・指摘できずにいた最高責任機関である保安院の責任はどうか。去年までのやり方に落ち度があったという反省が何も出てこない。保安院は東電と同じくらい責任

があるがその自覚がない。これらは保安院の責任ではないという言い方が、不信のもとになっていく。細かい点を聞いても担当ではないからという回答では誰を頼りにすればよいのか。

地域の会ではホームページで活動の全てを公開しています。

ホームページでは活動状況をタイムリーにお知らせすると共に、会議録、会議資料の全文を公開しており、資料をダウンロードすることもできます。

また、ホームページおよび地域の会に対するご意見・お問合わせについて、ホームページ上からも受け付けています。



<http://www.tiikinokai.jp>